

障害者自立支援法の施行により 10月1日から補装具の利用者負担が変わります

今までは、世帯の所得税額により自己負担額を決定していましたが、10月1日以降は原則として定率一割負担となります。

ただし、障害者本人又は世帯員のいずれかが一定所得以上（市町村民税所得割納税額が50万円以上）の場合には補装具給付費の支給対象外となります。

所得に応じた月額負担上限額については、下表のとおりです。

定率負担の月額負担上限額	
生活保護	0円
低所得1	15,000円
低所得2	24,600円
一般	37,200円

- 生活保護：生活保護受給世帯に属する方
- 低所得1：世帯主及び世帯員のいずれも市民税（均等割）が非課税である世帯で、障害者又は障害児の保護者の収入が80万円以下の方
- 低所得2：世帯主及び世帯員のいずれも市民税（均等割）が非課税である世帯に属する方で低所得1以外の方
- 一般：市民税（均等割）の課税世帯に属する方

補装具とは・・・義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、座位保持いす、起立保持具、頭部保持具、排便補助具、重度障害者用意思伝達装置

色めがね、点字器、人工喉頭、頭部保護帽、収尿器、ストマ用装具、紙おむつ、一本つえについては、補装具から日常生活用具へ移行されます。

【問い合わせ】 社会福祉課 TEL 672 - 6123

地域包括支援センターの



～生活の中で介護予防に取り組み、 元気で過ごすために～ (特定高齢者ケアマネジメント①—運動)

8月号で、「このままでは介護が必要な状態になるおそれのある『特定高齢者』と判断された方に、どう取り組めば介護が必要な状態にならずに元気に過ごせるかを一緒に考え、具体的な取り組みの支援をしています。」と紹介しました。

実際には、保健師は皆さんの“できるだけ自分の力で元気に生活したい”という気持ちを大切に、生活の中で介護予防に取り込んでいただくよう計画を一緒に具体的に立てています。

まず、どなたにも25項目の基本チェックを行い、ご本人の生活機能を確認します。

★足腰が随分と弱くなったと思う方

- ① 運動器の機能向上教室を紹介し、週1回の参加を提案します。
- ② 教室では、ご本人にあった内容のプログラムを、ご本人が生活の中でも取り組めるよう作成します。
- ③ 自宅でも生活の中で運動に取り組んでいただきます。
- ④ 5か月間実施して、運動の効果をみます。
- ⑤ 効果が認められれば自宅での運動を続けていただくよう、生活全般で身体を動かすことができるよう支援します。
- ⑥ 教室参加がもう少し必要な方には、あと5か月の実施計画を立て、その後に効果をみます。

このように、ご本人のできる内容で、無理なく運動できるように計画を立て、見直していくことで介護予防を勧めていきます。保健師がいっしょに計画を立て、「地域で元気に過ごしたい！」という皆さんのお手伝いをさせていただきます。どうぞ、お気軽にご相談ください。



◆問い合わせ◆

朝来市地域包括支援センター TEL 672 - 4004